

特定会費の取り扱いについて

特定会費は、使途を本会が実施する青少年創造性育成事業支援に特定して支出する。

青少年創造性育成事業とは、児童生徒発明くふう展（地区展，県展，全国展）・未来の科学の夢絵画展・少女少女発明クラブ（広島・東広島市・呉市・福山）・少女少女チャレンジ創造コンテスト・知財教育支援事業・理科教育支援事業等の本会主催の青少年を対象とする事業全般をいう。

○ 法人会員については、口数により、以下のとおり取り扱う。

- (1) 特定会費1口以上納入の場合は、青少年創造性育成事業協力企業として、貼付用のステッカーを配付する。
- (2) 特定会費10口以上納入の場合は、青少年創造性育成事業に係るポスター，児童生徒発明くふう展等で本会が授与する賞状等に，企業名を掲載・告知する。
- (3) 特定会費20口以上納入の場合は，本会ホームページで協力企業として企業名を掲載し，当該企業のホームページにリンクさせる。
- (4) 長年にわたり，特定会費の納入があった場合は，会長より感謝状を贈呈する。

ただし，企業名の掲載を望まない場合は，該当について取り扱わない。

- 個人会員については，希望がある場合，青少年創造性育成事業への参画者として，本会ホームページに氏名を掲載する。
- 上記取扱いについては，随時検討を行い，本事業にご協賛いただいていることを様々な媒体を通じて積極的にPRする。

2023年4月1日
広島県発明協会